

焼津市地域経済牽引事業促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年6月2日 法律第47号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後の計画（以下「同意基本計画」という。）の実施に関する必要な事項、その他地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のために焼津市及び静岡県が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、焼津市地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別表に定めるものを構成員として設置する。

2 その他必要があると認めるときは、法第7条第2項各号に掲げる者を委員として加えることができる。

(公表)

第4条 協議会の公表は、焼津市及び静岡県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、焼津市における地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関することを行うこと。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、焼津市の委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日程及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、焼津市経済部誘致戦略課に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、令和6年8月9日から施行する。

別表

焼津商工会議所
大井川商工会
静岡県中小企業団体中央会
公益財団法人静岡県産業振興財団
一般財団法人静岡経済研究所
静岡県水産・海洋技術研究所
焼津金融協会
静岡産業大学
静岡県
焼津市